

①

平成24年2月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成 2 4 年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成 2 4 年度埼玉県公債費特別会計予算	31
第 3 号議案 平成 2 4 年度埼玉県証紙特別会計予算	34
第 4 号議案 平成 2 4 年度埼玉都市町村振興事業特別会計予算	36
第 5 号議案 平成 2 4 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	38
第 6 号議案 平成 2 4 年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	40
第 7 号議案 平成 2 4 年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	43
第 8 号議案 平成 2 4 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	45
第 9 号議案 平成 2 4 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	49
第 1 0 号議案 平成 2 4 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	51
第 1 1 号議案 平成 2 4 年度埼玉県用地事業特別会計予算	53
第 1 2 号議案 平成 2 4 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	55
第 1 3 号議案 平成 2 4 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	60
第 1 4 号議案 平成 2 4 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	63
第 1 5 号議案 平成 2 4 年度埼玉県病院事業会計予算	66
第 1 6 号議案 平成 2 4 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	72
第 1 7 号議案 平成 2 4 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	76

	頁
第 18 号議案 平成 24 年度埼玉県地域整備事業会計予算	82
第 19 号議案 平成 24 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	85

第1号議案

平成24年度埼玉県一般会計予算

平成24年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,677,722,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	635,000,000
	1 県 民 税	314,119,000
	2 事 業 税	92,377,000
	3 地 方 消 費 税	60,415,000
	4 不 動 産 取 得 税	13,339,000
	5 県 た ば こ 税	14,313,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,242,000
	7 自 動 車 取 得 税	10,093,000
	8 軽 油 引 取 税	41,940,000
	9 自 動 車 税	86,109,000
	10 鉱 区 税	4,998
	11 狩 猟 税	27,940
	12 旧 法 に よ る 税	20,062
2 地 方 消 費 税 清 算 金		118,145,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	118,145,000

3 地 方 譲 与 税		83,534,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	79,131,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,137,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	265,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		4,052,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	4,052,000
5 地 方 交 付 税		205,900,000
	1 地 方 交 付 税	205,900,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,131,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,131,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,187,255
	1 分 担 金	202,876
	2 負 担 金	3,984,379
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,434,249
	1 使 用 料	4,961,673
	2 手 数 料	10,472,576

款	項	金額
9 国庫支出金		152,477,003
	1 国庫負担金	110,047,104
	2 国庫補助金	39,582,091
	3 委託金	2,847,808
10 財産収入		8,805,057
	1 財産運用収入	6,862,582
	2 財産売却収入	1,942,475
11 寄附金		107,728
	1 寄附金	107,728
12 繰入金		110,076,127
	1 特別会計繰入金	4,028,966
	2 基金繰入金	106,047,161
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		38,220,581
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,654,237

	2 預 金 利 子	73,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7,484,543
	4 受 託 事 業 収 入	3,348,819
	5 収 益 事 業 収 入	14,674,661
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	65,000
	7 雑 入	9,920,321
15 県	債	299,152,000
	1 県 債	299,152,000
歳 入	合 計	1,677,722,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,110,817
	1 議 会 費	3,110,817
2 総 務 費		88,022,943
	1 総 務 管 理 費	20,190,876
	2 企 画 費	11,822,363
	3 県 民 費	6,903,990
	4 環 境 費	12,196,638
	5 徴 税 費	27,399,116
	6 市 町 村 振 興 費	5,523,067
	7 選 挙 費	76,811
	8 防 災 費	2,473,237
	9 統 計 調 査 費	823,585
	10 人 事 委 員 会 費	282,505
11 監 査 委 員 費	330,755	
3 民 生 費		284,724,428
	1 社 会 福 祉 費	214,209,088

	2 児 童 福 祉 費	55,788,345
	3 生 活 保 護 費	13,220,716
	4 災 害 救 助 費	1,506,279
4 衛 生 費		55,821,389
	1 公 衆 衛 生 費	30,104,101
	2 環 境 衛 生 費	1,354,791
	3 保 健 所 費	4,058,939
	4 医 薬 費	12,008,348
	5 公 営 企 業 支 出 金	8,295,210
5 労 働 費		9,908,675
	1 労 政 費	6,212,028
	2 職 業 訓 練 費	3,527,751
	3 労 働 委 員 会 費	168,896
6 農 林 水 産 業 費		23,620,800
	1 農 業 費	9,361,026
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	452,348
	3 畜 産 業 費	1,217,038

款	項	金額
	4 林業費	4,320,279
	5 農地費	8,270,109
7 商工費		18,298,912
	1 商工業費	17,953,815
	2 観光費	345,097
8 土木費		112,597,760
	1 土木管理費	11,732,279
	2 道路橋りょう費	46,245,872
	3 河川費	27,794,570
	4 都市計画費	22,251,797
	5 住宅費	4,573,242
9 警察費		140,149,456
	1 警察管理費	128,830,000
	2 警察活動費	11,319,456
10 教育費		535,371,865
	1 教育総務費	74,609,705

	2 小 学 校 费	168,326,789
	3 中 学 校 费	101,962,530
	4 高 等 学 校 费	93,442,965
	5 特 别 支 援 学 校 费	40,353,901
	6 大 学 费	2,116,397
	7 私 立 学 校 费	48,362,314
	8 社 会 教 育 费	4,513,074
	9 保 健 体 育 费	1,684,190
11 灾 害 复 旧 费		62,620
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	51,200
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		251,148,277
	1 公 债 费	251,148,277
13 诸 支 出 金		154,384,058
	1 公 营 企 业 支 出 金	16,105,058
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	57,318,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,622,000

款	項	金額
	4 配 当 割 交 付 金	1,739,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	556,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	60,479,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,650,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	7,500,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,400,000
	10 利 子 割 精 算 金	15,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,677,722,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生研究所移転改修事業費	4,160,000	平成24年度	1,348,284
				平成25年度	2,811,716
7 商工費	1 商工業費	西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費	16,361,668	平成24年度	926,245
				平成25年度	9,105,581
				平成26年度	6,329,842
9 警察費	1 警察管理費	東部機動センター（仮称）庁舎建設費	1,268,478	平成24年度	378,584
				平成25年度	889,894
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成24年度着工分）	411,856	平成24年度	78,449
				平成25年度	333,407

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成24年度発行分）	平成24年度から平成34年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から平成39年度まで	30,401
私立学校振興資金融資損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
総合リハビリテーションセンター設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成25年度から平成34年度まで	258,950
電子入札共同システム開発	平成25年度	392,000
環境創造資金融資利子補給（平成24年度融資分）	平成25年度から平成34年度まで	44,750

独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から平成44年度まで	435,888
社会福祉施設経営安定化融資事業利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度	152
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・平成24年度損失補償対象期間延長分）	平成24年度から平成32年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から 平成42年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から 平成42年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

<p>経営安定資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から 平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営支援特別融資損失補償（平成12年度保証分・平成24年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成24年度から平成32年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から平成42年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合</p>

		<p>は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成24年度保証分）</p>	<p>平成24年度から 平成39年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から平成42年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度から平成39年度まで	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度</p>

		要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額 (責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額) を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (平成24年度融資分)	平成25年度から平成39年度まで	4,050,378
勤労者支援資金損失補償 (平成24年度保証分)	平成24年度から平成32年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、応急資金のうち貸金遅払いによって必要となった資金及び失業資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業	平成25年度	228,900
農地保有合理化事業資金損失補償 (平成24年度融資分)	平成24年度から平成35年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金等利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成45年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成31年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成24年度融資分）	平成24年度から 平成31年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
経営体育成総合融資制度利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成30年度まで	13,374
卸売市場施設整備資金利子補助（平成24年度融資分）	平成25年度から 平成31年度まで	1,578

<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成24年度借入分）</p>	<p>平成24年度から平成25年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>農業集落排水整備推進交付金（平成24年度施行分）</p>	<p>平成25年度から平成29年度まで</p>	<p>54,000</p>
<p>埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成24年度取得分）</p>	<p>平成25年度から平成34年度まで</p>	<p>1,344,467</p>
<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成24年度借入分）</p>	<p>平成24年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成24年度借入分）	平成24年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成25年度から 平成26年度まで	1,250,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成25年度	800,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成25年度から 平成26年度まで	700,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成24年度建設分）	平成25年度から 平成48年度まで	398,316
放置車両確認事務	平成25年度	501,418

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	40,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	800,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	2,246,000	同上	同上	同上
さいたま新都心医療拠点整備推進事業	2,231,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,698,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,781,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	25,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふるさと自然再生事業	57,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
身近な緑公有地化事業	68,000	同 上	同 上	同 上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同 上	同 上	同 上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	1,917,000	同 上	同 上	同 上
県税事務所再編整備事業	119,000	同 上	同 上	同 上
防災行政無線高度化推進事業	86,000	同 上	同 上	同 上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	481,000	同 上	同 上	同 上

老人福祉施設整備事業	3,807,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	259,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	17,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所移転改修事業	1,348,000	同	上	同	上	同	上
就業環境整備促進事業	31,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校整備事業	123,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	2,018,000	同	上	同	上	同	上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	25,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	57,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林事業	39,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独林道事業	151,000	同上	同上	同上
林道事業	290,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	182,000	同上	同上	同上
治山事業	168,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	45,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	344,000	同上	同上	同上

農業基盤整備事業	876,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	159,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	856,000	同	上	同	上	同	上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	448,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	12,400,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,543,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	4,321,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	5,222,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	259,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	367,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
自然災害防止事業	600,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業負担金	20,726,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	2,882,000	同 上	同 上	同 上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	105,000	同 上	同 上	同 上
街路事業	2,781,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	1,523,000	同 上	同 上	同 上

公園事業	995,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	1,200,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	145,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	840,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,365,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	8,000,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,704,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,010,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	532,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	169,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立学校耐震改修事業	408,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	1,062,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	193,900,000	同上	同上	同上

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第2号議案

平成24年度埼玉県公債費特別会計予算

平成24年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ425,007,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		242,005,905
	1 一 般 会 計 繰 入 金	174,363,978
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,978,927
	3 基 金 繰 入 金	65,663,000

款	項	金 額
2 県 債		183,002,000
	1 県 債	183,002,000
歳 入	合 計	425,007,905

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		425,007,905
	1 公 債 費	425,007,905
歳 出	合 計	425,007,905

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成9年度、平成14年度 及び平成19年度発行 県債償還金	181,002,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成14年度発行県債償還金	2,000,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成24年度埼玉県証紙特別会計予算

平成24年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,817,384千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		22,717,384
	1 証 紙 収 入	22,717,384
2 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入	合 計	22,817,384

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		22,811,384
	1 一 般 会 計 繰 出 金	22,811,384
2 返 還 金		6,000
	1 返 還 金	6,000
歳 出	合 計	22,817,384

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,514,464千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		66,519
	1 財 産 運 用 収 入	66,519
2 繰 入 金		7,600,000
	1 基 金 繰 入 金	7,600,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,847,944

	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,847,944
歳 入	合 計	13,514,464

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,514,464
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,514,464
歳 出	合 計	13,514,464

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成24年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成24年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365,322千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		165,969
	1 国 庫 負 担 金	165,969
2 財 産 収 入		22,277
	1 財 産 運 用 収 入	22,277
3 繰 入 金		177,075
	1 基 金 繰 入 金	177,075
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	365,322

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		365,322
	1 救助費	343,044
	2 基金積立金	22,278
歳出	合計	365,322

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成24年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,133,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		250,726
	1 繰 入 金	250,726
2 繰 越 金		134,002
	1 繰 越 金	134,002

3 諸 収 入		287,328
	1 貸 付 金 元 利 収 入	285,526
	2 預 金 利 子	154
	3 雑 入	1,648
4 県 債		460,978
	1 県 債	460,978
歳 入 合 計		1,133,034

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		1,133,034
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	1,133,034
歳 出 合 計		1,133,034

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	460,978	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成24年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成24年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ749,031千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,287
	1 繰 入 金	8,287
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		638,744
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	638,743
歳 入	合 計	749,031

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		747,031
	1 資金貸付費	747,031
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	749,031

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第8号議案

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		82,936
	1 繰入金	15,879
	2 繰越金	1
	3 諸収入	35,360

款	項	金 額
	4 県 債	31,696
2 就農支援資金業務勘定収入		888
	1 繰 入 金	848
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2
3 農業改良資金貸付勘定収入		18,936
	1 諸 収 入	18,936
4 農業改良資金業務勘定収入		2,476
	1 繰 入 金	2,222
	2 繰 越 金	248
	3 諸 収 入	6
歳 入	合 計	105,236

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		82,936
	1 就農支援資金貸付費	82,936
2 就農支援資金業務勘定		888
	1 管理指導事務費	878
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		18,936
	1 農業改良資金貸付費	18,936
4 農業改良資金業務勘定		2,476
	1 管理指導事務費	2,276
	2 予備費	200
歳 出 合 計		105,236

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	31,696	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第9号議案

平成24年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成24年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,085千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	60
	2 繰越金	17,588
	3 諸収入	21,152
2 業務勘定収入		285
	1 繰越金	175
	2 諸収入	110
歳 入	合 計	39,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		285
	1 管 理 指 導 事 務 費	265
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,085

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成24年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成24年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,259千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,565
	1 財 産 運 用 収 入	1,565
2 繰 入 金		30,556
	1 繰 入 金	30,556
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		28,137

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	28,136
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	60,259

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		59,259
	1 本多静六博士育英事業費	59,259
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	60,259

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第11号議案

平成24年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成24年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,147,764千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,147,762
	1 財 産 運 用 収 入	117,409
	2 財 産 売 払 収 入	1,030,353
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		2,147,764

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		2,147,764
	1 用地事業費	2,147,764
歳 出 合 計		2,147,764

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第12号議案

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,374,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,110,408
	1 住 宅 使 用 料	8,110,408

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		3,718,241
	1 国 庫 補 助 金	3,718,241
3 財 産 収 入		50,185
	1 財 産 運 用 収 入	50,185
4 繰 入 金		2,044,279
	1 繰 入 金	2,044,279
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		20,233
	1 敷 金 運 用 収 入	4,395
	2 雑 入	15,838
7 県 債		4,431,000
	1 県 債	4,431,000
歳 入	合 計	18,374,347

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		14,175,014
	1 住 宅 管 理 費	5,795,182
	2 住 宅 建 設 費	8,379,832
2 繰 出 金		3,711,282
	1 繰 出 金	3,711,282
3 公 債 費		478,051
	1 公 債 費	478,051
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		18,374,347

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成24年度公営住宅建設費	3,712,519	平成24年度	281,336
				平成25年度	1,055,975
				平成26年度	2,152,954
				平成27年度	222,254
		公営住宅耐震改修事業費	1,031,153	平成24年度	440,384
				平成25年度	452,469
		平成26年度	138,300		

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	4,431,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ804,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		754,121
	1 繰 入 金	754,121

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		50,860
	1 貸付金元利収入	50,363
	2 預金利子	153
	3 雑収入	344
歳入合計		804,983

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		804,983
	1 高等学校等奨学金事業費	804,983
歳出合計		804,983

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成24年度保証分）	平成24年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第14号議案

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,029,544千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		99,891
	1 入 場 料 収 入	99,890
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		31,441,816
	1 投 票 券 発 売 収 入	31,379,815
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		251,115

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 收 入	251,114
	2 財 產 売 払 收 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		236,720
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	236,718
歳 入 合 計		32,029,544

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		224,788
	1 公 営 競 技 総 務 費	224,788
2 公 営 競 技 事 業 費		31,524,095
	1 公 営 競 技 事 業 費	31,524,095
3 繰 出 金		274,661
	1 繰 出 金	274,661
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		32,029,544

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成24年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	95,995 人	79,111 人
がんセンター	131,400	195,809
小児医療センター	87,053	136,658
精神医療センター	50,735	33,320

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	263 人	323 人
が ん セ ン タ ー	360	799
小 児 医 療 セ ン タ ー	239	558
精 神 医 療 セ ン タ ー	139	136

3 主なる建設改良事業

20,968,765 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

40,223,119 千円

第1項 医業収益

32,299,099 千円

第2項 医業外収益

7,924,019 千円

第3項 特別利益

1 千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	40,223,119 千円
第1項	医 業 費 用	39,398,994 千円
第2項	医 業 外 費 用	804,124 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,582,872千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,939千円、減債積立金34,720千円及び過年度分損益勘定留保資金2,532,213千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	19,212,521 千円
第1項	企 業 債	18,271,000 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	610,123 千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第4項	国 庫 補 助 金	331,397 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,795,393 千円
第1項	建 設 改 良 費	20,968,765 千円
第2項	開 発 費	81,396 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	745,232 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター 電気設備改修費	922,919	平成24年度	14,238
				平成25年度	908,681

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
がんセンター新病院備品整備費	平成25年度	2,722,544
小児医療センター新病院設計業務	平成25年度	447,858

事 項	期 間	限 度 額
小児医療センター新病院環境影響評価実施業務	平成 2 5 年 度	63,504
小児医療センター医療情報システム開発	平成 2 5 年 度	759,812

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 18,271,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、9,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	19,742,245 千円
(2) 交際費	1,200 千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,331,939千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	器械備品
名称	X線CT装置
数量	一式

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第16号議案

平成24年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	163 社
(2) 年間総給水量	72,593,000 m ³
(3) 一日平均給水量	198,886 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			2,079,289 千円
第1項	営業収益			2,013,203 千円
第2項	営業外収益			66,085 千円
第3項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	事業費			1,931,304 千円
第1項	営業費用			1,821,909 千円

第2項	営業外費用	105,394 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	資本的収入	1,559,434 千円	
第1項	長期貸付金償還金	1,559,000 千円	
第2項	他会計補助金	432 千円	
第3項	固定資産売却代金	1 千円	
第4項	雑収入	1 千円	
	支	出	
第1款	資本的支出	1,484,361 千円	
第1項	建設改良費	607,453 千円	
第2項	長期貸付金	730,000 千円	
第3項	企業債償還金	146,908 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場配水ポンプ設備更新工事	平成25年度	628,887

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 297,052 千円 |
| (2) 交 際 費 | 40 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,532千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,533千円と定める。

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第17号議案

平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	659,412,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,806,608 m ³
(4) 主なる建設工事	4,134,436 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		44,151,948 千円
第1項 営業収益		43,235,063 千円
第2項 営業外収益		916,884 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		42,157,662 千円

第1項	営業費用	35,007,664 千円
第2項	営業外費用	7,079,749 千円
第3項	特別損失	30,249 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,536,855千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額476,586千円、過年度分損益勘定留保資金8,172,208千円及び当年度分損益勘定留保資金9,888,061千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,340,340 千円
第1項	建設補助金		1,602,777 千円
第2項	企業債		3,827,000 千円
第3項	他会計出資金		3,904,227 千円
第4項	他会計補助金		219,454 千円
第5項	他会計からの長期借入金		730,000 千円
第6項	固定資産売却代金		56,197 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		28,877,195 千円

第1項	建設改良費	9,421,114 千円
第2項	企業債償還金	13,501,231 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,559,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,355,850 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜新規支線整備事業	548,078	平成24年度	59,963
				平成25年度	133,419
				平成26年度	260,931
				平成27年度	93,765
		第一次送水管路更新事業(支線)	6,583,933	平成24年度	620,778
				平成25年度	2,051,728
				平成26年度	2,201,901
				平成27年度	1,709,526

		荒川横断送水管路更新事業	6,570,865	平成24年度	120,965
				平成25年度	935,040
				平成26年度	2,210,970
				平成27年度	2,250,660
				平成28年度	1,053,230

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場西部系3B沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成25年度から 平成26年度まで	1,796,046
大久保浄水場需要家テレメータ設備更新工事	平成25年度	387,975

事 項	期 間	限 度 額
行田浄水場1系沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成25年度	324,830
江南中継ポンプ所ポンプ設備工事	平成25年度	88,680

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 3,827,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,178,732 千円

(2) 交際費 520 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,128,845千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、248,516千円と定める。

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第18号議案

平成24年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

7,261,153 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,195,993 千円
第1項 営業収益		1,024,266 千円
第2項 営業外収益		100,581 千円
第3項 特別利益		71,146 千円
	支	出
第1款 事業費		621,788 千円
第1項 営業費用		598,542 千円
第2項 営業外費用		3,245 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,514,875千円は、過年度分損益勘定留保資金4,514,875千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	3,006,278 千円
第1項	長期貸付金償還金	2,998,988 千円
第2項	他会計補助金	7,289 千円
第3項	雑収入	1 千円
	支	出
第1款	資本的支出	7,521,153 千円
第1項	建設改良費	7,261,153 千円
第2項	建設準備費	60,000 千円
第3項	予備費	200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業	5,259,603	平成24年度	2,054,097
				平成25年度	1,968,155
				平成26年度	1,237,351

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	469,755 千円
(2) 交際費	290 千円
(他会計からの補助金)	

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,016千円である。

平成24年2月20日提出

埼玉県知事 上田清司

第19号議案

平成24年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	669,506,725 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,834,265 m ³
(4) 主なる建設工事	19,473,671 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		31,548,569 千円
第1項 営業収益		29,082,052 千円
第2項 営業外収益		2,466,516 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	31,427,592 千円
第1項	営 業 費 用	28,701,456 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,665,135 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,949,570千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額159,263千円、過年度分損益勘定留保資金543,153千円、当年度分損益勘定留保資金4,247,154千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	21,627,525 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,381,810 千円
第2項	建 設 負 担 金	3,834,539 千円
第3項	企 業 債	4,507,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	692,807 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	210,712 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	656 千円

支 出

第1款 資本的支出	26,577,095 千円
第1項 建設改良費	20,341,634 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,235,461 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度	2,183,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度	498,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	3,090,550
中川流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	4,442,000
古利根川流域下水道事業 (平成24年度契約分)	平成25年度から 平成26年度まで	1,728,000

事 項	期 間	限 度 額
市野川流域下水道事業（平成24年度契約分）	平成25年度	128,000
利根川右岸流域下水道事業（平成24年度契約分）	平成25年度	670,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 4,507,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,162,680 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,289,131千円である。

平成24年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司